

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第42号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（<u>条例第2条別表第7の1の項(1)ア及び(2)ア並びに3の項(1)ア及び(2)アの市長が定める書類</u>）</p> <p>第5条 <u>条例第2条別表第7の1の項(1)ア及び(2)ア並びに3の項(1)ア及び(2)アの市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写しとする。</u></p> <p>（<u>条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)及び5の項(2)アの市長が定める基準</u>）</p> <p>第7条 <u>条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) a及び5の項(2)ア(ア)の市長が定める仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。</u></p> <p>2 <u>条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) b及び5の項(2)ア(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それ</u></p>	<p>（<u>条例第2条別表第7の1の項(1)及び3の項(1)の市長が定める書類</u>）</p> <p>第5条 <u>条例第2条別表第7の1の項(1)及び3の項(1)の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写しとする。</u></p> <p>（<u>条例第2条別表第7の1の項(2)ア及び5の項(2)アの市長が定める基準</u>）</p> <p>第7条 <u>条例第2条別表第7の5の項(2)ア(ア)の市長が定める仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。</u></p> <p>2 <u>条例第2条別表第7の1の項(2)ア(イ)及び5の項(2)ア(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それ</u></p>

改正後	改正前
<p>ぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(ア)</u> bの申請 基準省令第8条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(イ)</u>及び5の項(2)イの市長が定める基準)</p> <p>第8条 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(イ)</u> a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(イ)</u> b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(イ)</u> bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第8条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(エ)</u>の申請 基準省令第8条第1項第2号又は第3号ロに定める基準</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(ウ)</u>及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(ウ)</u> a及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(ウ)</u> aの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項<u>(1)イ(エ)</u>の申請 基準省令第8条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第8条第1項第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第</p>	<p>ぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)ア(イ)</u>の申請 基準省令第8条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項<u>(2)イ</u>及び5の項(2)イの市長が定める基準)</p> <p>第8条 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)イ(イ)</u>及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)イ(イ)</u>の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第8条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)エ</u>の申請 基準省令第8条第1項第2号又は第3号ロに定める基準</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項<u>(2)ウ</u>及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)ウ(ア)</u>及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)ウ(ア)</u>の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項<u>(2)エ</u>の申請 基準省令第8条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第8条第1項第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1</p>

改正後	改正前
<p>1 項第 1 号に定める基準のうち同号口に定める基準に適合する場合に限る。) 又は前号に定める基準</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(1) イ (ウ) b</u> 及び 5 の項 (2) ウ (イ) の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(1) イ (ウ) b</u> の申請 (次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第 8 条第 1 項第 1 号に定める基準 (前項第 1 号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(1) イ (エ)</u> の申請 基準省令第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号口に定める基準 (前項第 2 号に定める基準を除く。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(条例第 2 条別表第 7 の 6 の項 (1) の市長が定める建築物)</p> <p>第 10 条 条例第 2 条別表第 7 の 6 の項 (1) の市長が定める建築物は、主たる用途を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設に供するものとする。</p>	<p>項第 1 号に定める基準のうち同号口に定める基準に適合する場合に限る。) 又は前号に定める基準</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(2) ウ (イ)</u> 及び 5 の項 (2) ウ (イ) の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(2) ウ (イ)</u> の申請 (次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第 8 条第 1 項第 1 号に定める基準 (前項第 1 号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第 2 条別表第 7 の 1 の項 <u>(2) エ</u> の申請 基準省令第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号口に定める基準 (前項第 2 号に定める基準を除く。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(条例第 2 条別表第 7 の 6 の項 (1) の市長が定める建築物)</p> <p>第 10 条 条例第 2 条別表 7 の 6 の項 (1) の市長が定める建築物は、主たる用途を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設に供するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。